省　令

○総務省令第九十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

総務大臣　武田　良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条　法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
㈠　確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書）	［略］
㈡　退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書）	［略］
㈢　予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第三十四項の道府県民税の申告書）	［略］
㈣　略	［略］
㈤　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第二十九項並びに第九条の七の二第四項及び第五項の書類）	［略］
㈥　略	［略］
㈦　均等割申告書（法第五十三条第三十一項の道府県民税の申告書）	［略］
㈧　略	［略］

改　正　前

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条　法人の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
㈠　確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	［同上］
㈡　退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	［同上］
㈢　予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）	［同上］
㈣　同上	［同上］
㈤　外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第九条の七第三十項の書類）	［同上］
㈥　同上	［同上］
㈦　均等割申告書（法第五十三条第十九項の道府県民税の申告書）	［同上］
㈧　同上	［同上］